

## 群馬県共同生活援助事業運営要領

### (目的)

第1条 「障害者総合支援法」(平成17年法律第123号)の規定に基づく共同生活援助事業の実施にあたっては、「障害者総合支援法施行規則」(平成18年2月28日付け厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)、 「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成18年9月29日付け厚生労働省令第171号。)及び「群馬県障害者総合支援法施行細則」(平成18年3月31日付け規則第62号。以下「規則」という。)によるほか、この要領の定めるところとする。

### (運営内容の届出)

第2条 この事業を運営しようとする者は、規則の定めるところにより知事に対し「指定障害福祉サービス事業所指定申請書」を提出する際に、「共同生活援助(グループホーム)運営内容届出書」(別記様式第1号)を添付し、次に掲げる事項について届け出るものとする。

- 一 事業所に供する建物の所有権を証する書類または賃貸借契約書(写し)
- 二 入居予定者が負担する家賃の積算が明らかになる書類
- 三 入居予定状況(援護の実施市町村、障害支援区分等)

### (届出事項の変更及び事前協議)

第3条 指定を受けた事業者(以下「事業者」という。)は、前条により届け出た事項(第三号を除く)を変更しようとするときは、速やかに「運営内容変更届出書」(別記様式第2号)に必要書類を添えて知事に届け出るものとする。

2 事業者は、省令に定める指定の申請に係る記載事項のうち、次に掲げる事項を変更する場合には、「運営内容変更事前協議書」(別記様式第2号)により事前に協議するものとする。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
- 三 運営規程(入居定員に係るもの)

3 前項に定める事前協議があった場合は、別記様式第2号(2)により事業者に通知するものとする。

### (現員状況の報告)

第4条 事業者は、毎年4月1日及び10月1日現在の事業所の利用状況について、別途知事が指定する方法により、当該月の10日までに、知事あて報告するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

この要領は、平成16年1月13日から施行し、平成15年4月1日から適用する。  
この要領は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。  
この要領は、平成18年10月1日から施行し、平成18年10月1日から適用する。  
この要領は、平成19年2月1日から施行し、平成19年2月1日から適用する。  
この要領は、平成26年5月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。  
この要領は、平成28年3月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
この要領は、平成29年5月26日から施行し、平成29年5月26日から適用する。  
この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。  
この要領は、令和6年10月1日から施行し、令和6年10月1日から適用する。